（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正前のポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下「旧法」という。）第十条第一項に規定する処分期間（以下この条において単に「処分期間」という。）内に旧法第二条第五項に規定する保管事業者であった者のうち、処分期間内に旧法第八条第一項の規定による届出を行わなかった者（第三項において「処分期間内保管事業者」という。）であって、この法律の施行の際現にその高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分をし、又は処分を他人に委託していない者に係る当該届出の義務並びに旧法第十条第一項の規定による当該高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分をし、又は処分を他人に委託しなければならない義務並びに当該義務に係る旧法第十二条第一項及び第十三条第一項の規定による命令及び代執行については、なお従前の例による。

2　処分期間内に旧法第八条第一項の規定による届出を行った者（次項において「処分期間内届出者」という。）であって、この法律の施行の際現に当該届出に係る高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分をし、又は処分を他人に委託していない者に係る旧法第十条第一項の規定による当該高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分をし、又は処分を他人に委託しなければならない義務並びに当該義務に係る旧法第十二条第一項及び第十三条第一項の規定による命令及び代執行については、なお従前の例による。

3　処分期間の末日の翌日からこの法律の施行の日までに旧法第八条第一項の規定による届出を行った者（処分期間内保管事業者及び処分期間内届出者を除く。）であって、この法律の施行の際現に当該届出に係る高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分をし、又は処分を他人に委託していない者については、この法律の施行の日にその保管する廃棄物が高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物であると判明したものとみなして、第一条の規定による改正後のポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第三章から第五章までの規定を適用する。

4　旧法第十五条において準用する旧法第八条第一項の規定による届出を行った者であって、この法律の施行の際現に当該届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物（高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。）を自ら処分をし、又は処分を他人に委託していない者に係る旧法第十四条の規定による当該ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分をし、又は処分を他人に委託しなければならない義務及び旧法第十五条において読み替えて準用する旧法第十二条第一項の規定による命令については、なお従前の例による。

5　この法律の施行前にした旧法第十二条第一項に規定する処分等措置に係る旧法第十三条第二項の規定による費用の徴収については、なお従前の例による。

（中間貯蔵・環境安全事業株式会社法の一部改正に伴う経過措置）

第三条　中間貯蔵・環境安全事業株式会社は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に係る施設の解体及びその解体により生ずる廃棄物の撤去が完了するまでの間は、第二条の規定による改正後の中間貯蔵・環境安全事業株式会社法第七条の規定にかかわらず、次に掲げる事業を行うことができる。この場合においては、同条第二項の認可を受けることを要しない。

一　ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に係る施設の解体を行うこと。

二　前号に掲げる事業に伴い生ずる廃棄物の処理を行うこと。

三　前二号に掲げる事業に附帯する事業を行うこと。

（罰則に関する経過措置）

第四条　この法律の施行前にした行為並びに附則第二条第一項、第二項及び第四項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第五条　前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（地方自治法の一部改正）

第六条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）の項中「第十二条第一項（第十五条において読み替えて準用する場合を含む。）及び第二項（第十五条において準用する場合を含む。）並びに第二十四条及び第二十五条第一項（これらの規定を第十九条において読み替えて準用する場合を含む。）」を「第十五条（第二十一条において準用する場合を含む。）、第二十五条、第三十二条及び第三十三条第一項から第六項まで」に改める。

総務大臣　林　芳正
経済産業大臣　赤澤　亮正
環境大臣　石原　宏高
内閣総理大臣　高市　早苗

政令

防衛省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽
国事行為臨時代行名
令和八年六月十九日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第百九十七号

防衛省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第五項及び第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

防衛省組織令（昭和二十九年政令第百七十八号）の一部を次のように改正する。

第二十六条中「並びに」の下に「参事官一人、」を加える。

第二十七条第二号中「サイバー整備課」の下に「及び参事官」を加える。

第三十条の次に次の一条を加える。

（参事官の職務）

第三十条の二　参事官は、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関の組織、編成、装備及び配置の基本に関する事務のうち、宇宙に関する領域に係るもの（サイバー整備課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

附　則

この政令は、令和八年七月一日から施行する。

検察審査員等の旅費、日当及び宿泊料を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽
国事行為臨時代行名
令和八年六月十九日

防衛大臣　小泉進次郎
内閣総理大臣　高市　早苗

内閣総理大臣　高市　早苗